４　法第十一条の六十四第二項第一号に掲げる農業協同組合についての同条第一項第二号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一～十八　（略）

十八の二　算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第七項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

十八の三～二十　（略）

５・６　（略）

（新たな事業分野を開拓する会社等の範囲等）

第六十六条　法第十一条の六十八第一項第四号の農林水産省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次のいずれかに該当する会社とする。

一～三　（略）

四　中小企業等経営強化法第十四条第一項の承認を受けている会社

五～十一　（略）

２～６　（略）

（会計監査の内容）

第百四十八条　会計監査人は、計算書類等を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

一～五　（略）

六　第二号又は第三号の意見があるときは、事業報告及びその附属明細書並びに部門別損益計算書の内容と計算書類等の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容

七・八　（略）

２　前項第七号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算書類等の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一～三　（略）

（有価証券の評価）

第百八十五条　（略）

２　（略）

３　前条第二項の規定は、満期保有目的の債券について準用する。

４　（略）

５　市場価格のない株式については、その発行会社の財政状態が著しく悪化したときは相当の減額をし、当該減額後の金額をもって翌事業年度の初日における取得原価としなければならない。

６　前項の規定は、市場価格のない外部出資であって、株式以外のものについて準用する。

４　法第十一条の六十四第二項第一号に掲げる農業協同組合についての同条第一項第二号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一～十八　（略）

十八の二　算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第六項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

十八の三～二十　（略）

５・６　（略）

（新たな事業分野を開拓する会社等の範囲等）

第六十六条　法第十一条の六十八第一項第四号の農林水産省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次のいずれかに該当する会社とする。

一～三　（略）

四　中小企業等経営強化法第十六条第一項の承認を受けている会社

五～十一　（略）

２～６　（略）

（会計監査の内容）

第百四十八条　会計監査人は、計算書類等を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

一～五　（略）

（新設）

六・七　（略）

２　前項第六号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算書類等の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一～三　（略）

（有価証券の評価）

第百八十五条　（略）

２　（略）

３　前条第一項及び第二項の規定は時価の把握が困難な社債その他の債券について、前条第二項の規定は時価のある満期保有目的の債券についてそれぞれ準用する。

４　（略）

５　時価の把握が困難な株式については、その発行会社の財政状態が著しく悪化したときは相当の減額をし、当該減額後の金額をもって翌事業年度の初日における取得原価としなければならない。

６　前項の規定は、時価の把握が困難な外部出資であって、株式以外のものについて準用する。